

令和 8 (2 0 2 6) 年度

授業料の免除・徴収猶予のしおり

筑波技術大学では、経済的な支援を必要とする学生に対し、授業料を免除又は徴収猶予する制度を設け、皆さんの修学を支えています。

- ・ 「免除」とは、授業料の支払いが免除されるものです。免除される額は、適用される制度によって全額・半額・一部（3分の1、4分の1など）があります。
- ・ 「徴収猶予」とは、授業料の支払い期限を延長するものです。（授業料の金額はそのままです）

申請は原則として学生本人が行い、その後学内選考を経て、免除・徴収猶予の対象者として認定されます。しかし、申請に向けてはご家庭の方（学生の生計を維持している方）にも十分ご理解をいただき、学生と一緒に申請の準備をしていただくものもあります。この「しおり」では、申請の方法、提出書類などをご案内しますので、よくお読みいただき、申請する場合は定められた期限・書類等を守って手続きしてください。

令和 8 年度前期に授業料免除を受けた学生は、このしおりではなく、継続申請のしおりを利用してください。



国立大学法人

筑波技術大学

目 次

- | | |
|---|----------|
| 1. 国の「高等教育の修学支援制度」による授業料の免除を受けたいとき（A-5） | … 3 ページ |
| 2. 授業料の免除を受けたいとき（A-1～4） | … 13 ページ |
| 3. 授業料の徴収猶予等を受けたいとき（B-1） | … 27 ページ |

● 筑波技術大学は、国の「高等教育の修学支援制度」対象校です。



本学は、文部科学省による審査を受け、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）による修学支援の対象機関として、令和元年9月20日に認定されました。

本学学部の学生及び新入生で、所得基準や学業成績基準といった基準を満たす人は、この制度により「授業料の免除」と「給付奨学金の受給」をセットで受けることができます。

● 以下の基準をすべて満たす人が、この制度の対象者となることができます。

- ☐ 日本国籍を有すること 又は 外国籍であって下記①～③のいずれかに該当すること
 (①法定特別永住者として本邦に在留する者、②在留資格が「永住者」「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」である人、③在留資格が「定住者」であって、将来永住する意志があると学校の長が認めた人)

- ☐ 高等学校等^{注1}を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、本学に入学する日までの期間が2年を経過していないこと

(例えば 2026 年 4 月に本学に入学した場合、2024 年 3 月に高等学校等を卒業した人までが対象となり、それ以前の卒業者は対象外です)

注1 ここで言う「高等学校等」は、高等学校、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程、高等専門学校（第3学年まで）及び専修学校の高等課程のことを言います。なお、専攻科や別科は含みません。

注2 本学に編入学等をする人、高等学校卒業程度認定試験の合格者等、外国において12年の課程を修了した人、外国人学校を修了した人などは、上記とは条件が異なる場合があります。7ページの補足2をお読みになり、資格を確認してください。

- ☐ 過去に、他大学等で国の「高等教育の修学支援制度」による免除を受けたことがないこと

注1 本学に編入学等をする人の場合は、条件が異なります。7ページの補足1をお読みください。

注2 前学期に国の「高等教育の修学支援制度」による免除を受けていた場合は、後述の「授業料免除継続申請書」を提出することで、継続申請をすることが可能です。

- ☐ 学業成績基準を満たすこと

	在学1年目の学生	在学2年目以降の学生
学業成績基準 (右のいずれかを満たす必要があります)	(1) 出身高等学校等の評定平均値が3.5以上であること (2) 本学入学者選抜における成績が、同学科又は同専攻における入学者全員のうち上位2分の1以上であること (3) 高校卒業程度認定試験の合格者であること (4) 「学修計画書」(後日様式提示)の提出により、学修意欲があると認められること	(1) 所属学科・専攻(産業情報学科・総合デザイン学科・鍼灸学専攻・理学療法専攻・情報システム学科)の中で、前年度までの通算 GPA が学年内の上位2分の1以上であること (2) 下記2点をどちらも満たすこと ・前年度までに標準単位数(※)以上の単位を取得していること ・「学修計画書」(後日様式提示)によって学修意欲が確認できること

※標準単位数

区分	標準単位数
在学2年目の学部の学生	在学1年目までに32単位を修得
在学3年目の学部の学生	在学2年目までに63単位を修得
在学4年目以上の学部の学生	在学3年目までに94単位を修得

※修得単位数、GPA、出席率いずれの算出においても、卒業に必要な修得単位として認められないもの（教職課程科目等）は除きます。

□ 所得基準を満たすこと

… 日本学生支援機構（JASSO）に対し提出する、学生本人と生計維持者^{注1}のマイナンバーにより、課税情報（市町村民税所得割額等）を使って JASSO が判定します。本学では、JASSO の判定結果を用いて、所得基準の判定を行います。

注1 ここで言う「生計維持者」とは、

- ・ 学生本人に父母が両方いる場合は、父と母（2人）です。
- ・ 父母のいずれかがいる場合は、父又は母です。
- ・ 父母がともにいない場合、又は学生本人が社会的養護を必要とし、児童養護施設・児童自立支援施設等に入所していた場合等は、当該学生本人（ただし主として他の者の収入により生計を維持している場合は当該他の者）です。

注2 生計維持者が海外に居住し、住民税が課税されていない場合、マイナンバーにより審査に必要な所得情報を確認できないため、収入に関する証明書類を別途提出いただく必要があります。詳しくは本学担当へご相談ください。

所得基準	学生本人と生計維持者の市町村民税所得割が 非課税であること	⇒	【第Ⅰ区分】 に認定されます＊
	学生本人と生計維持者の支給額算定基準額の 合計が 100 円以上 25,600 円未満	⇒	【第Ⅱ区分】 に認定されます＊
	学生本人と生計維持者の支給額算定基準額の 合計が 25,600 円以上 51,300 円未満	⇒	【第Ⅲ区分】 に認定されます＊
	<u>多子世帯（扶養する子供が3人以上）かつ</u> 学生本人と生計維持者の支給額算定基準額の 合計が 51,300 円以上 154,500 円未満	⇒	【第Ⅳ区分 （多子世帯）】 に認定されます
	<u>多子世帯（扶養する子供が3人以上）かつ</u> 学生本人と生計維持者の支給額算定基準額の 合計が 154,500 円以上	⇒	【多子世帯】 に認定されます （令和7年度新設）
	上記第Ⅰ～Ⅳ区分・多子世帯に該当しない場合	→	対象外となります
	＊扶養する子供が3人以上の場合は、第Ⅰ～Ⅲ区分（多子世帯）に認定され、区分に関 わらず授業料が全額免除となります。		
※ 「支給額算定基準額」とは、課税標準額×6％－（調整控除額＋調整額）によって得 られる額（100 円未満切り捨て）を言います。ご家庭での算出は難しいですが、以下の （a）又は（b）の方法でおおよその額を把握することができますから、ご自身がどの所得 基準に該当するかあらかじめ確認したい場合は、ご利用ください。			
（a）住民税を納税している市区町村役所などで「住民税課税証明書」の交付を受 け、当該証明書に記載の「市町村民税所得割額」の額（政令指定都市にお住 まいの場合は、額に4分の3を乗じる）を合計する			
（b）日本学生支援機構（JASSO）ホームページに掲載している「進学 資金シミュレーター」（右のQR）を使う			





□ 資産基準を満たすこと

(学生本人と生計維持者の資産額(現金、預貯金、有価証券、投資用資産としての貴金属等の額。土地等の不動産は含まれません)の合計が5,000万円未満であることが基準です。多子世帯の場合、3億円未満であることが基準です。)

● 免除される授業料の額は、第Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ区分、多子世帯のいずれに

認定されるかによって異なります。

		授業料
第Ⅰ区分	→全額が免除されます	半期で267,900円が免除されます (納付が必要な額は0円/半期)
第Ⅱ区分	→3分の2の額が免除されます	半期で178,600円が免除されます (納付が必要な額は89,300円/半期)
第Ⅲ区分	→3分の1の額が免除されます	半期で89,300円が免除されます (納付が必要な額は178,600円/半期)
第Ⅰ～Ⅳ区分 (多子世帯)、 多子世帯	→全額が免除されます	半期で267,900円が免除されます (納付が必要な額は0円/半期)

※これに加え、給付奨学金が給付されます(多子世帯(区分なし)を除く)。

給付奨学金の額は、JASSOのホームページや各書類でご確認ください。

● 国の制度による授業料免除への申請手続きは、以下のとおりです。

・国の「高等教育の修学支援制度」では、授業料免除と給付奨学金がセットになっていますので、給付奨学金も併せて申請してください。「給付奨学金との併用不可」と制限のある他団体の支援事業による支援を受けている場合など、何らかの理由により授業料免除のみ申請したい、給付奨学金のみ申請したいという場合は、本学窓口(視覚障害系支援課学生係)まで相談してください。

申請手続き

1

以下の書類を本学へ提出してください。

■授業料免除

<提出する書類>

○ 授業料免除等申請書(A-5にチェック)

・記入例は、10ページから12ページを参考にしてください。

<提出期限>

令和8年10月9日(金曜日)17:00まで(厳守)

<提出方法>

視覚障害系支援課学生係の窓口 directly 提出

※事情により窓口での提出が難しい場合は、10月2日(金曜日)までに学生係に相談してください。

<留意事項>

- * 免除が決定するまで、授業料を納付しないでください。
- * 期限内に書類が提出され、記載漏れ等なく正常に受理された場合、免除が決定するまでの間、あなたの授業料の徴収は猶予されます。(第Ⅱ区分又は第Ⅲ区分に採用され、残額の納入が必要な場合でも、決定までは全額が猶予されます)
- * あなたが、免除が決定する前に授業料を納付した場合は、免除の申請を取り消したものとみなし、納付した授業料は返還しません。

■給付奨学金

※詳細な手続き方法や必要書類については、日本学生支援機構より連絡があり次第ご案内しますが、以下のような手続きが必要になります。

1. 「給付奨学金確認書兼地方税同意書」、「スカラネット入力下書き用紙」等の必要書類を大学から受け取る。
2. 「スカラネット入力下書き用紙」の内容をもとに、スカラネットから申込入力する。
3. 2の入力後、マイナンバーの関係書類を日本学生支援機構に郵送する。

申請手続き 2	免除が正式に決定したら(12～1月頃予定)、本学から認定結果を通知しますので、通知を受け取り、内容を確認してください。
------------	---

- * 本学では、3ページから4ページまでに示されている基準をすべて満たしているか、判定を行い、認定をします。
なお、学業成績基準を判定するために、一部の学生に対しては「学修計画書」の提出を求め、学修意欲等の確認を行うことがあります。あらかじめご承知ください。
- * 認定の結果、「第Ⅱ区分に認定された場合」「第Ⅲ区分に認定された場合」「認定されなかった場合」は、速やかに、所定の授業料を納入する必要がありますので、認定結果通知は必ずよくご確認ください。

国の「高等教育の修学支援制度」による授業料の免除を受けたいときは、以上の手順に沿い、定められた期限・書類等を守って手続きしてください。

- * この制度では、「授業料の免除」と「給付奨学金の受給」をセットで受けることを原則としています。このため、申請から認定までの一連の手順についても、両者を一体的に取り扱い、できるだけ皆さんの申請に係る負担を少なくするようにしています。

※ もし、この制度により「授業料の免除」だけを受けたい（給付奨学金は不要）、あるいは逆に「給付奨学金の受給」だけを受けたい（授業料の免除は不要）という希望がある場合は、本学窓口（視覚障害系支援課学生係）にお問い合わせください。

- * この制度によって受給できる給付奨学金は、他の民間団体等からの奨学金との併給を制限していませんが、民間団体等によっては、他の給付奨学金の受給を禁止・制限している場合があります。

他の民間団体等から奨学金を受けることが既に決まっている（内定等を含む）または現在奨学金を受けている場合、この制度への申請を行う前に、民間団体等へ確認してください。

- * 虚偽申告（例えば、父と母の両方がいるにも関わらず、学生本人及び父のマイナンバーしか提出しない など）は、行わないでください。申請内容に虚偽があったことが判明した場合、免除済みの授業料をさかのぼって納付し、振込済みの給付奨学金を最大 1.4 倍の額で返還しなければならない可能性があります。

- * 本学では、できるだけ皆さんの学費負担軽減に向けたサポートを行います。分からないことは、いつでもお気軽に本学窓口（視覚障害系支援課学生係）へお問い合わせください。

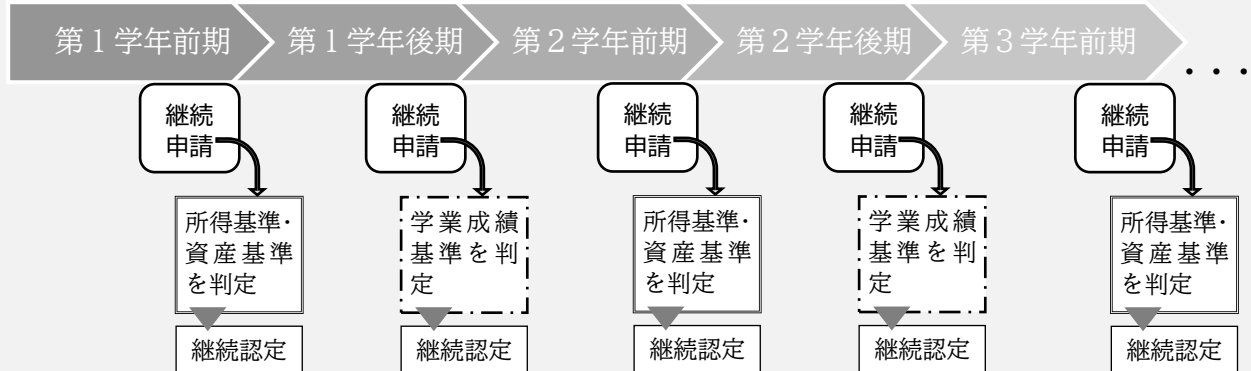
補足1 過去にこの制度による免除を受けたことがある人は、本学でこの制度による免除を再度受けることは基本的にできませんが、法令（大学等における修学の支援に関する法律施行規則第10条第1項第1号）では、「短期大学・高等専門学校を卒業又は専修学校専門課程（修業年限2年以上）を修了し、大学に編入学した者（同規則第20条第1項）又は大学相互間で転学した者（同第3項）であって、編入学等の前に在学していた学校に在学しなくなった日から当該編入学等をした日までの期間が1年を経過していないもの」はその制限外と定められており、本学での免除対象者となることがあります。

補足2 この制度の対象となることができる人について、編入学等をする人、高等学校卒業程度認定試験の合格者等、外国において12年の課程を修了した人、外国人学校を修了した人などは、一般的な場合（高等学校等卒業後2年を超えていないこと）には当てはまらない年数制限があります。下記の通り、法令（大学等における修学の支援に関する法律施行規則第10条第1項）によって、この制度の対象にならない人が定められていますので、これらのケースに該当しないかをご確認ください。分からない場合、詳しく相談したい場合は、本学窓口にお問い合わせください。

<この制度の対象にならない人>

- ① 高等学校又は高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）若しくは専修学校の高等課程を初めて卒業又は修了した日の属する年度の翌年度の末日から本学に入学した日（ただし、補足1のケースに当てはまる転入学等の者は、編入学等の前に在学していた学校に入学した日）までの期間が2年を経過した者
- ② 学校教育法施行規則第150条第1号、第2号又は第4号に該当する者となった日の属する年度の翌年度の末日から本学に入学した日までの期間が2年を経過した者
- ③ 独立行政法人日本学生支援機構に関する省令第23条の2第1項第2号に規定する認定試験受験資格取得年度の初日から同省令第21条第1項第2号に規定する認定試験合格者となった日の属する年度の末日までの期間が5年を経過した者
- ④ 認定試験合格者となった日の属する年度の翌年度の末日から本学に入学した日までの期間が2年を経過した者
- ⑤ 学校教育法施行規則第150条第6号又は同令第183条第2号に該当する者であって、高等学校に在学しなくなった日の翌年度の末日から本学に入学した日までの期間が2年を経過したもの
- ⑥ 学校教育法施行規則第150条第7号又は同令第183条第3号に該当する者であって、本学に入学した日が20歳に達した日の属する年度の翌年度の末日より後の日であるもの

● 免除決定後も半年に一度、継続申請を行い、継続認定を受ける必要があります。



授業料の免除及び給付奨学金の支給は、初めに受けた認定が卒業まで確実に継続するものではなく、半年に一度、継続申請を提出いただく必要があります。

継続申請（毎年9月頃及び2月頃を予定）の時期になったら、手続きや期日等は学内掲示等によりお知らせしますので、今は準備等をしていただく必要はありませんが、以下は継続して免除等を受けるために大切な事柄ですから、ぜひお読みください。

秋（前期終了時）と春（後期終了時）とでは、継続判定基準が異なります。

<秋（前期終了時）の継続判定基準>

- 最新年度の課税情報（市町村民税所得割額等）を用いた所得基準の判定、及び資産基準の判定を行います。具体的な基準は、4ページのとおりで変更ありません。
- 皆さんの住民税等の計算結果・それに基づく課税額は、毎年おおむね6月頃に、各市町村が最新年度の情報を確定させます。これを用い、秋には最新年度の課税情報に基づいて、改めて所得基準を判定するものです。
 - ・ 例えば第3学年の学生が前期に行う申請において判定に用いるのは、令和7年度課税額（令和6年所得分）ですが、第3学年後期も継続して免除等を受ける申請を行った場合、判定に用いるのは令和8年度課税額（令和7年所得分）に改まります。
- このため、学生本人及び生計維持者の所得増減に応じて、継続認定時に区分が変更になったり（例えば前期は第Ⅲ区分だったものが第Ⅰ区分に変更となる等）、あるいは最新年度では第Ⅰ～Ⅳ区分を上回る支給額算定基準額になったので対象外となったりすることがあります。あらかじめ、お知り置きください。

<春（後期終了時）の継続判定基準>

- 前回の判定以降の学業成績をもとに、学業成績基準の判定を行います。
 - ・ 例えば第2学年の学生が、次年度（第3学年前期）も継続して免除等を受ける申請を行った場合、第2学年の学業成績をもとにして判定が行われます。
- 具体的な基準は、次のページ（9ページ）にある表のとおりです。「警告」と判定された場合、学生本人にその旨警告が行われ、連続して2回の警告を受けると「廃止」または「停止」になりますから注意してください。

～継続判定時の学業成績基準～

区分	学業成績の基準 (いずれかに該当する場合、当該区分適用)	措置内容
警告	(1) 前年度までに修得した単位数の合計数が、標準単位数の6割を上回り7割以下であること (2) 前学期までの通算 GPA が、同学科又は同専攻における当該学生と在学年数が同一である学生全員のうち下位4分の1の範囲に属すること (3) 前年度の授業への出席率（前年度に履修申請を行った全科目を対象とし、実出席時間数の総和を出席すべき授業時間数の総和で除したもの）が6割を上回り8割以下である、その他学修意欲が低い状況にあると認められること	学業成績が不振である旨の警告を行う。
廃止	(1) 修業年限で卒業できないことが確定したこと (2) 前年度までに修得した単位数の合計数が、標準単位数の6割以下であること (3) 前年度の授業への出席率（算定方法は警告と同じ）が6割以下である、その他学修意欲が著しく低い状況にあると認められること (4) 警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること（注）	授業料等減免対象者としての認定を取り消す。免除継続を認定しない。
遡及取消	(1) 前年度までに修得した単位数の合計数が標準単位数の1割以下であって、災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められないこと (2) 前年度の授業への出席率（算定方法は警告と同じ）が1割以下であって、災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められないこと (この他、本学学則第80条に基づく懲戒としての退学又は停学（3か月以上又は期限の定めのないもの）を受けた場合も、遡及取消となります）	前年度の初日に遡って授業料等減免対象者としての認定を取り消す。（本学規定に基づき、前年度に遡って授業料を徴収）

（注）廃止区分における(4)について、2回目の「警告」となったときの警告事由が、警告区分(2)のみに該当する場合は、「廃止」とせず「停止」とする。「停止」となった年度は、授業料等減免対象者としての認定の効力を停止し、免除継続を認定しない。なお、「停止」となった次の学業成績判定において、「警告」又は「廃止」に該当しない場合、「停止」を解除し「停止」となった翌年度から支援を再開する。この時の学業成績判定において、「警告」又は「廃止」に該当する場合は「廃止」とする。

注 上表における「標準単位数」は、下記のとおりです。

区分	標準単位数
在学2年目の学部の学生	在学1年目までに32単位を修得
在学3年目の学部の学生	在学2年目までに63単位を修得
在学4年目以上の学部の学生	在学3年目までに94単位を修得

- ・ 上表「遡及取消」となった場合、既に免除を受けた当該学年4月以降の授業料を速やかに納付しなければならなくなります（また、給付奨学金の返還が求められる可能性もあります）。このほか、3か月未満の停学や訓告を受けた場合、遡及取消にはなりません。処分期間中の授業料免除・給付奨学金が一時停止になり、その期間分の速やかな授業料納付等が必要になります。

※修得単位数、GPA、出席率いずれの算出においても、卒業に必要な修得単位として認められないもの（教職課程科目等）は除きます。

「授業料免除等申請書」の記載例

(申請書1枚目オモテ面)

別記様式第2号

授業料免除等申請書

令和△年 ●月××日

国立大学法人筑波技術大学長 殿

私は、貴学に対し、以下の団に該当する授業料免除等対象者として認定を申請します。

申請者氏名 **技大 花子**

以下のうち、今回申請するもののチェック欄(□)に✓を記入してください。

☒ A-1 経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難であるため、授業料の免除を申請します。	☐ B-1 経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難であるため、授業料の徴収猶予を申請します。
☐ A-2 私の生計を維持する者の死亡・傷病・失職又は風水害等の被災等(休業の納入期限6か月以内(前入学生は入学前1年以内)に発生したもの)による家計急変のため、授業料の納付が著しく困難であることから、授業料の免除を申請します。	☐ B-2 私の生計を維持する者の死亡・傷病・失職又は風水害等の被災等による家計急変のため、授業料の納付が困難であることから、授業料の徴収猶予を申請します。
☐ A-3 社会人として入学したため、社会人として授業料の免除を申請します。	☐ C その他の事由により、授業料の免除、徴収猶予あるいは月割分納を申請します。
☐ A-4 外国留学生を対象とする授業料の免除を申請します。	
☒ A-5 経済的理由により極めて修学に困難があるため、「大学等における修学の支援に関する法律」による授業料等の減免対象者として、授業料の免除を申請します。	

申請者印: 免除、徴収猶予あるいは月割分納の別

注1 上欄A-1とA-3の両方、又はA-1とA-4の両方に該当する事情がある場合は、それぞれ両方に申請する(✓を記入する)ことができます。
また、A-1～4のいずれかとA-5の両方に該当する事情がある場合は、その両方に申請する(✓を記入する)ことができます。

注2 A-1又はA-5の申請が認定されなかった(又は一部の免除となった)ときに残額の納入すべき授業料を徴収猶予することを希望する場合は、A-1又はA-5とB-1の両方に申請する(✓を記入する)ことができます。
同様に、A-2の申請が認定されなかった(又は一部の免除となった)ときに残額の納入すべき授業料を徴収猶予することを希望する場合は、A-2とB-2の両方に申請する(✓を記入する)ことができます。

申請するものにチェックを入れてください。

同時に申請することができる組み合わせとできない組み合わせがありますので、下部の注意事項をよく読んでください。

(申請書2枚目オモテ面)

2. 申請者本人による記入欄

※ 以下のすべての項目を、申請者本人が記入してください。申請者本人による記入が難しい場合は、大学の窓口(学生係)に相談してください。

フリガナ	ギダイ ハナコ	入学年月	〇〇〇〇 年 4月入学
氏名	技大 花子		
生年月日	(西暦) 〇〇〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日生 (18歳)		
〒	305 - 8520		
現住所	茨城 茨城 市 天久保4-3-15		
所属学部・学科又は研究科	産業技術学部 産業情報学科	専攻	
年次	1 年次	学籍番号	〇〇〇〇〇〇

3. 生計維持者による記入欄

この欄は、本申請書1ページ目でA-1、A-2、A-5、B-1、B-2、Cに✓を記入した方への記入欄です。(A-3又はA-4のみの申請の方は記入不要です)

※ 以下、生計維持者の情報については、生計維持者が記入ください。(生計維持者による記入が難しい場合は、大学の窓口(学生係)に相談してください。)

同一世帯に父母ともいる場合、収入の有無に関わらず、必ず父母とも「生計維持者」の欄に記入してください。(生計維持者とは、申請者の家計を支えている者であり、原則父母としています。父母がいない場合は、代わって生計を維持している者となります。)(最大2名))

フリガナ	ギダイ タロウ	申請者との続柄	父
氏名	技大 太郎		
〒	305 - 8520		
現住所	茨城 茨城 市 天久保4-3-15		
生年月日	(西暦) 〇〇〇〇年 〇〇月 〇〇日生 (50歳)		

「現住所」欄には、現在住んでいる住所を記入してください。

例えば、寄宿舎に住んでいる場合には、寄宿舎の住所を記入してください。

(申請書 2 枚目ウラ面)

生 計 維 持 者 2	フリガナ	ギダイ カズコ		申請者との続柄	母
	氏 名	技大 和子			
	現住所	(☒ 申請者と同じ場合は左に✓を入れてください。) 〒 _____ 都 道 _____ 市 区 _____ 府 県 _____ 町 村 _____			
	生年月日	(西暦) _____ 年 _____ 月 _____ 日生 (_____ 歳)			

この欄に学生の方がいる場合、その方が学校に自宅から通っているか、自宅外（寮、寄宿舎、下宿・アパートなど）から通っているかを回答してください。

家族の状況

申請者及び生計維持者のほか、申請者と同じ生計にある方全員について、記載してください。

氏 名	生年月日	申請者との続柄	職業 又は 在学する学校・学年	(学生の場合) 通学の方法	扶養親族に 該当するか
技大 二郎	〇〇〇〇年 〇月〇日	弟	高校 2 年	☐ 自宅 ☒ 自宅外	☒ 該当する
技大 令子	〇〇〇〇年 〇月〇日	妹	中学 1 年	☒ 自宅 ☐ 自宅外	☒ 該当する
				☐ 自宅 ☐ 自宅外	☐ 該当する
				☐ 自宅 ☐ 自宅外	☐ 該当する
				☐ 自宅 ☐ 自宅外	☐ 該当する

所得税上の扶養親族が当てはまりますが、それ以外に「16 歳未満の子供」も含めてチェックしてください。

(会社等にお勤めの方は、年末調整時の「扶養控除等申告書」で申告している親族(16 歳未満の扶養親族を含む)すべてが当てはまります)

「扶養親族に該当するか」欄は、別途提出する住民税課税証明書に記載の「扶養親族」人数(16 歳未満を含む)にカウントされている方について、「該当する」に✓を記入してください。

資産の申告

申請者と生計維持者(原則父母) の資産額(1 万円未満は切り捨て)	申請者	生計維持者 1	生計維持者 2
	0 万円	419 万円	208 万円

資産額(申請者と生計維持者の合計)の基準は下記の通りです。

A-1, A-2, B, C : 2,000 万円未満であること。

ただし、生計維持者が 1 名である場合は 1,250 万円であること。

A-5 : 5,000 万円未満であること。ただし、多子世帯は 3 億円未満であること。

「資産の申告」欄で言う「資産」とは、現金、預貯金、有価証券、投資用資産としての貴金属等の額を言います。土地等の不動産は含まれません。

(申請書3枚目オモテ面)

4 A-5 (「大学等における修学の支援に関する法律」による減免対象者に認定を申請) のみの記入欄

以下は、本申請書1ページ目でA-5に✓を記入した方のみ記入欄です。
(他の方は記入不要です)

※ 以下のすべての項目を、申請者本人が記入してください。申請者本人による記入が難しい場合は、大学の窓口(学生係)に相談してください。

(1) 過去に「大学等における修学の支援に関する法律」による授業料等の減免を、別の大学・短期大学・高等専門学校・専門学校で受けたことがありますか。

☐ ある ☒ ない

「ある」に✓を記入した場合、過去に「大学等における修学の支援に関する法律」による授業料等の減免を受けた学校名・期間を下欄に記入してください。

(学校名) (期間/月数)
年 月～ 年 月/ 月

(2) 過去に「大学等における修学の支援に関する法律」による入学金の減免を受けたことがありますか。

☐ ある ☒ ない

(3) 独立行政法人日本学生支援機構の給付奨学金に関する情報をお尋ねします。
下記のいずれかの口に✓印を付け、右欄に該当する番号を記載してください。
※ 予約採用の採用候補者は、日本学生支援機構からの通知のコピーを添付してください。

☐ 予約採用の申込を行った	給付奨学金の申込の受付番号 (採用候補者となっていれば受付番号)
☒ 在学採用の申込を行った 又は 在学採用をあわせて申し込む	給付奨学金の申込の受付番号 (給付奨学生となっていれば奨学生番号)

<注意事項>

「大学等における修学の支援に関する法律」による修学支援は、授業料等減免と給付奨学金により行うこととしています。このため、あらかじめ日本学生支援機構に給付奨学金の申込みを行ってください。給付奨学金の申込みがない場合、授業料等減免の認定がされる等の原因になります。
「給付奨学金との併用不可」と制限のある他団体の支援事業による支援を受けている場合など、何らかの理由により授業料等減免のみを希望し、給付奨学金を希望しない場合、別途本学が定める様式による書類の提出が必要です。(給付奨学金を希望する場合は、この書類の提出は不要です。)
また、本学に編入学又は転学した学生であつて、編入学又は転学する前に在学していた学校(大学、短大、高専、専門学校)が2つ以上ある場合は、次ページにある記入欄への記入が必要です。
なお、給付奨学金と授業料等減免の認定の要件は同一であるため、給付奨学金に申し込んだ結果、認定を受けることができなかった(給付奨学生として採用されなかった)場合は、同じ期間、授業料等減免の支援についても受けることはできません。

国の「高等教育の修学支援制度」による授業料免除に申請する方は、このページも記入してください。

(申請書3枚目ウラ面)

A-5 (「大学等における修学の支援に関する法律」による減免対象者に認定を申請) のかつ本学に編入学又は転学する前に在学していた学校(大学、短大、高専、専門学校)が2つ以上ある場合は、以下の欄にも記入してください。

- 編入学・転学とは、ある学校から別の学校の2年次以上に入学する場合をいいます。
※ 例えば、ある大学の1年次を修了した後、別の大学の2年次に入学する場合はこれに該当します。(ただし、ある大学の1年次を修了した後、1年以上を経過して、別の大学の2年次に入学した場合は、含まれません)
※ 別の学校の1年次から入学するものは該当しません。

※ 「学校」は、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校を指します。

	入学年月	在籍していた最終年月
はじめて入学した学校	(西暦) 年 月	(西暦) 年 月
2つ目の学校	(西暦) 年 月	(西暦) 年 月
3つ目の学校	(西暦) 年 月	(西暦) 年 月
4つ目の学校	(西暦) 年 月	(西暦) 年 月
5つ目の学校	(西暦) 年 月	(西暦) 年 月

国の「高等教育の修学支援制度」による授業料免除の申請をする方で、該当がある場合には記入してください。

● 国の制度以外に、本学では授業料の免除制度があります。

・本学では下記の4種類により、経済的な支援を必要とする学生への授業料免除を行います。また、3ページから12ページでご案内した、国の「高等教育の修学支援制度」と同時に申請・適用することができます。いずれかに該当するときは、本学独自の授業料免除に申し込むことができます。

【授業料免除の種類】

1 経済的理由によって授業料の納付が困難な場合の免除＜A-1＞（15 ページ）

経済的な困難があると認められる学生への免除です。国の「高等教育の修学支援制度」と同様に、経済的に困りの方のための支援ですが、本学は国の制度とは別に審査・判定を行いますので、国の制度で不採用の場合でも本学の免除は受けられる場合もあります。

2 災害等による家計急変の免除＜A-2＞（19 ページ）

基本的に各年度の前期・後期に申請を受け付けますが、災害等によって家計が急変した場合は、いつでも申請することができます。

3 社会人として入学した場合の免除＜A-3＞（23 ページ）

社会人選抜で入学した学生等に対する免除制度です。

4 私費外国人留学生である場合の免除＜A-4＞（24 ページ）

私費外国人留学生への免除制度です。

■ 1～4はいずれも、本学への申請が必要です。また、下記の組み合わせで同時に申請・適用することができます。

- ・ 1 と 3
- ・ 1 と 4

■ 1 または 2 と、国の「高等教育の修学支援制度」による免除＜A-5＞（3 ページから12 ページ）は、同時に申請・適用することができます。

※上記の組み合わせで申請を希望する場合は、両方の書類を期日までに提出する必要があります。なお、両方に認定された場合であっても、免除される半期の授業料免除の上限は本学規定額（各期 267,900 円）です。上限額を超えた免除や、超過分の給付等はありません。

- この他、学業成績が優秀又は本学規定により表彰された場合の免除制度もあります。
 - ・ 1～4と異なり、申請が必要ありません。(26 ページ)
 - ・ 成績優秀等による免除の候補者となった場合は、大学から通知します。
 - ・ 1（経済的理由）及び国の「高等教育の修学支援制度」に申し込んでいる場合、成績優秀等に認定されたときは、両方の免除が適用されることがあります。

1 経済的理由によって納付が困難な場合の免除（A-1）

● 以下の基準をすべて満たす人が、この制度の対象者となることができます。

□ 所得基準を満たすこと

課税証明書に記載されている「都道府県民税所得割額」と「市町村民税所得割額」の合計額（生計維持者分と学生本人分）から本学独自の控除額（※）を引いた額によって次の区分に分け、区分に応じて判定を行います。

※地方税に定められた控除額とは別に、本学独自の下記の控除を行います。

- ・世帯に住民税の障害者控除対象となる障害者がいる場合：1人につき 46,000 円
- ・世帯に 23 歳未満の扶養親族が 3 人以上いる場合：3 人目から 1 人増すごとに 1 人あたり 50,000 円

××年度 市民税・県民税課税証明書 <例>

住所	〇〇市〇丁目〇-〇
氏名	〇〇 〇〇
課税期日の住所	〇〇市〇丁目〇-〇

××年度	所得の内訳	所得控除の内訳	課税標準額
給与収入	×××円	医療費控除	総所得金額
給与所得	×××円	社会保険料控除	×××円
(公的年金収入)	×××円	生命保険料控除	株式等譲渡所得
雑所得	×××円	所得控除	×××円
不動産所得	×××円	基礎控除	×××円
株式等譲渡所得	×××円	所得控除計	×××円
合計所得金額	×××円	※以下余白※	年税額
※以下余白※			税額控除(市民税)
			×××円
			税額控除(県民税)
			×××円
			均等割(市民税)
			×××円
			均等割(県民税)
			×××円
			所得割(市民税)
			×××円
			所得割(県民税)
			×××円

控除	扶養人数	障害	本人
老人	老人	16歳未満	特別(内同居)
人	人	人	その他
			特別障害
			その他
			寡婦(夫)
			勤労学生

この「所得割（市民税）」と「所得割（県民税）」の合計額を用います。

※課税証明書の様式は、各市区町村によって異なります。

- ・区分は右表のとおりです。区分の上位から予算の範囲内で免除決定を判定します。
- ・予算には限りがあるため、その年の申請状況によっては、特に中～下位の区分は免除対象外となることもあります。また、各区分の免除額は、一部免除など幅が生じることがあります。

区分	金額
A区分	13,000 円未満
B区分	13,000 円以上 85,500 円未満
C区分	85,500 円以上 171,500 円未満
D区分	171,500 円以上 257,500 円未満
E区分	257,500 円以上 343,500 円未満

○生計維持者とは…

- 学生本人に父母が両方いる場合：父と母の 2 人
- 父母のいずれかがいる場合：父または母
- 父母がともにいない場合：父母に代わって生計を維持する者
- 上記いずれにも該当しない場合：学生本人

□ 資産基準を満たすこと

生計維持者が2人の場合、学生本人と生計維持者の資産額（現金、預貯金、有価証券、投資用資産としての貴金属等の額。土地等の不動産は含まれません）の合計が2,000万円未満であることが基準です。生計維持者が1人の場合、1,250万円未満であることが基準です。

□ 学業成績基準を満たすこと

・以下の条件をどちらも満たす必要があります。

①前学期の学期 GPA が 1.50 以上であること

②標準単位数以上の単位を修得していること

区分	標準単位数
在学2年目の学部の学生	在学1年目までに32単位を修得
在学3年目の学部の学生	在学2年目までに63単位を修得
在学4年目以上の学部の学生	在学3年目までに94単位を修得

※卒業に必要な修得単位として認められない教職課程科目等を除きます。

● 免除される授業料の額は、全額・半額・一部のいずれかです。

授業料免除が許可された場合は、当該半期に納付すべき授業料の全額・半額・一部のいずれかの額が、当該年度の予算の範囲内で免除されます。

	授業料
全額免除の場合	267,900円が免除されます (納付が必要な額は0円)
半額免除の場合	133,950円が免除されます (納付が必要な額は133,950円)
一部免除の場合	267,900円の一部が免除されます

● 免除申請は、提出期限までに以下の(1)、(2)の書類を本学へ提出してください。

<提出する書類>

(1) 授業料免除等申請書 (A-1 にチェック)

・記入例は、10ページから12ページを参考にしてください。

(2) 市区町村長等が発行する「令和8年度(令和7年中所得)の課税証明書」
(学生本人と生計維持者分)

・課税されていない場合、非課税証明書でも構いません。

<提出期限>

令和8年10月9日(金曜日)17:00まで(厳守)

<提出方法>

視覚障害系支援課学生係の窓口へ直接提出

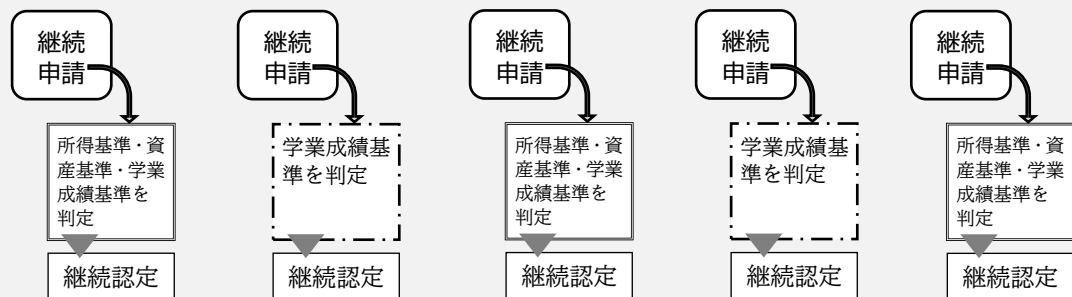
※事情により窓口での提出が難しい場合は、10月2日(金曜日)までに学生係に相談してください。

<留意事項>

- * 免除が決定するまで、授業料を納付しないでください。
- * 期限内に書類が提出され、記載漏れ等なく正常に受理された場合、免除が決定するまでの間、授業料の徴収は猶予されます。
- * あなたが、免除が決定する前に授業料を納付した場合は、免除の申請を取り消したものとみなし、納付した授業料は返還しません。

● 免除決定後も半年に一度、継続申請を行い、継続認定を受ける必要があります。

第1学年前期 → 第1学年後期 → 第2学年前期 → 第2学年後期 → 第3学年前期 → …



授業料の免除は、初めに受けた認定が卒業まで確実に継続するものではなく、半年に一度、継続申請を提出いただく必要があります。

継続申請（毎年9月頃及び2月頃を予定）の時期になったら、手続きや期日等は学内掲示等によりお知らせしますので、今は準備等をしていただく必要はありませんが、以下は継続して免除等を受けるために大切な事柄ですから、ぜひお読みください。

秋（前期終了時）と春（後期終了時）とでは、本学の継続判定基準が異なります。

<秋（前期終了時）の継続判定基準>

- 最新年度の課税証明書及び継続申請書をご提出いただき、所得基準の判定、及び資産基準の判定を行います。具体的な基準は、15、16 ページのとおりです。
- 皆さんの住民税等の計算結果・それに基づく課税額は、毎年おおむね6月頃に、各市町村が最新年度の情報を確定させます。これを用い、秋には最新年度の課税情報に基づいて、改めて所得基準を判定するものです。
 - ・ 例えば第3学年の学生が前期に行う申請において判定に用いるのは、令和7年度課税額（令和6年所得分）ですが、第3学年後期も継続して免除等を受ける申請を行った場合、判定に用いるのは令和8年度課税額（令和7年所得分）に改まります。
- このため、学生本人及び生計維持者の所得増減に応じて、継続認定時に免除の認定結果・免除額が変更となる可能性もありますので、ご了承ください。
- また、学業成績基準でも判定を行います（下記、春の継続判定基準参照）。

<春（後期終了時）の継続判定基準>

- 前回の判定以降の学業成績をもとに、学業成績基準の判定を行います。
 - ・ 例えば第2学年の学生が、次年度（第3学年前期）も継続して免除等を受ける申請を行った場合、第2学年の学業成績をもとにして判定が行われます。
- 以下の基準をどちらも満たすことで、免除対象者として継続認定されます。
 - ①前学期の学期 GPA が 1.50 以上であること
 - ②標準単位数以上の単位を修得していること

区分	標準単位数
在学2年目の学部の学生	在学1年目までに32単位を修得
在学3年目の学部の学生	在学2年目までに63単位を修得
在学4年目以上の学部の学生	在学3年目までに94単位を修得

※卒業に必要な修得単位として認められない教職課程科目等を除きます。

2 災害等による家計急変の免除 (A-2)

● 以下の基準をすべて満たす人が、この制度の対象者となることができます。

□ 令和 8 年 5 月 27 日（水）以降に、次の(ア)から(エ)までのうちいずれかに該当し、家計急変のために緊急に支援する必要があると認められること（提出された書類に基づいて判定します）

(ア) 生計維持者の一方（又は両方）が死亡した場合

(イ) 生計維持者の一方（又は両方）が事故又は病気により、半年以上就労が困難である場合

(ウ) 生計維持者の一方（又は両方）が失職（※）した場合

※失職…下記のうち、いずれかに該当

解雇（3 年以上更新された非正規社員で雇い止め通知なしを含む）
天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
雇い止めによる解雇（期間の定めのある雇用契約（1 年未満）を 3 年以上繰返し、事業主側の事情によって契約満了、又は雇い止めとなったために離職したとき）
倒産・退職勧奨・法令違反等の正当な理由のある自己都合退職
期間の定めのある労働契約の期間が終了し、かつ、次の労働契約の更新がないことにより離職した者
事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
正当な理由のある自己都合退職（被保険期間 12 か月以上）
正当な理由のある自己都合退職（被保険期間 12 か月未満）

※上記は、「雇用保険被保険者離職票（又は雇用保険受給資格者証）」における離職理由コードに対応しております。詳しくは、最寄りのハローワーク又は厚生労働省までお問い合わせください。

(エ) 生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合で、生計維持者が死亡、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生した場合

※この他、犯罪被害により家計が急変した場合等でも授業料免除を受けられる可能性があります。本学窓口（視覚障害系支援課学生係）まで相談してください。

□ 資産基準を満たすこと

生計維持者が 2 人の場合、学生本人と生計維持者の資産額（現金、預貯金、有価証券、投資用資産としての貴金属等の額。土地等の不動産は含まれません）の合計が 2,000 万円未満であることが基準です。生計維持者が 1 人の場合、1,250 万円未満であることが基準です。

● 免除される授業料の額は、全額・半額・一部のいずれかです。

授業料免除が許可された場合は、当該半期に納付すべき授業料の全額・半額・一部のいずれかの額が、当該年度の予算の範囲内で免除されます。

	授業料
全額免除の場合	267,900 円が免除されます (納付が必要な額は 0 円)
半額免除の場合	133,950 円が免除されます (納付が必要な額は 133,950 円)
一部免除の場合	267,900 円の一部が免除されます

● 免除申請は、提出期限までに以下の(1)から(4)までの4項目からなる書類を、本学へ提出してください。

<提出する書類>

(1) 授業料免除等申請書 (A-2 にチェック)

- ・ 記入例は、10 ページから 12 ページを参考にしてください。

(2) 市区町村長等が発行する「令和8年度(令和7年中所得)の課税証明書」
(学生本人と生計維持者分)

- ・ 課税されていない場合、非課税証明書でも構いません。

(3) 申請日の直近3か月における収入が分かる書類

- ・ 給与明細、帳簿など、家計が急変した学生・生計維持者の、直近3か月における収入が分かる書類のコピーが必要です。

(4) 家計急変を証明する書類

- ・ 下記表のとおり、該当する事由に対応する証明書類を提出してください。

A	令和8年5月27日(水)以降に、生計維持者の一方(又は両方)が死亡した場合	下記のうち <u>いずれか</u> ・ 戸籍謄本(抄本) ・ 住民票のコピー(死亡日が記載されたもの)
B	令和8年5月27日(水)以降に、生計維持者の一方(又は両方)が事故又は病気により、半年以上就労が困難である場合	下記の <u>すべて</u> ・ 医師による診断書 ・ 雇用主による病気休職証明又はこれに準じた書類
C	令和8年5月27日(水)以降に、生計維持者の一方(又は両方)が失職した場合	下記のうち <u>いずれか</u> ・ 雇用保険被保険者離職票 ・ 雇用保険受給資格者証
D	令和8年5月27日(水)以降に、生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合で、生計維持者が死亡、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生した場合	下記の <u>すべて</u> ・ 市町村が発行する罹災証明書又は被災証明書 ・ 事情書

<提出期限>

令和8年10月9日（金曜日）17：00 まで（厳守）

<提出方法>

視覚障害系支援課学生係の窓口へ直接提出

※事情により窓口での提出が難しい場合は、10月2日（金曜日）までに学生係に相談してください。

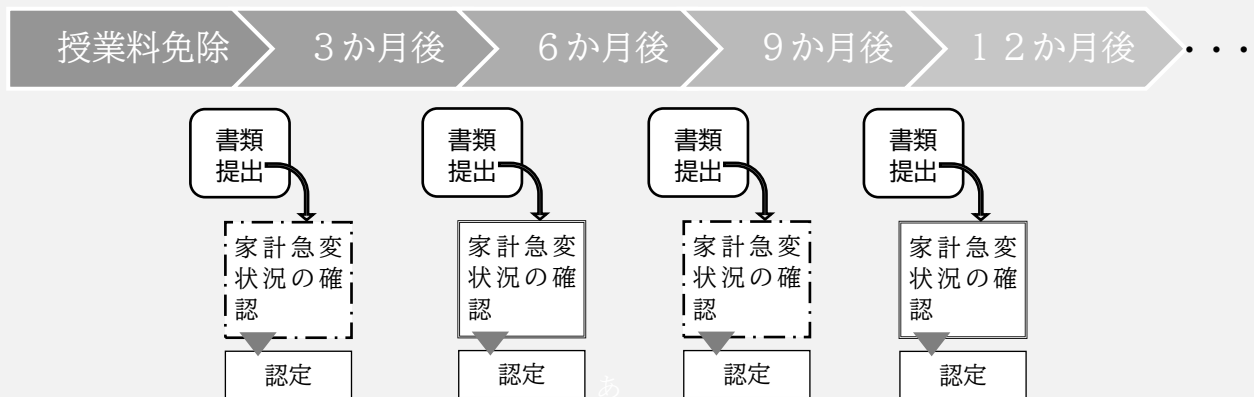
<留意事項>

＊ 免除が決定するまで、授業料を納付しないでください。

＊ 期限内に書類が提出され、記載漏れ等なく正常に受理された場合、免除が決定するまでの間、授業料の徴収は猶予されます。

＊ あなたが、免除が決定する前に授業料を納付した場合は、免除の申請を取り消したものとみなし、納付した授業料は返還しません。

● 免除決定後も3か月に一度、必要書類を提出し認定を受ける必要があります。



災害等による家計急変を理由とした授業料の免除は、初めに受けた認定が卒業まで確実に継続するものではなく、3か月に一度、収入が分かる書類を提出する必要があります。その書類に基づいて、家計急変状況を確認し、判定を行います。

○提出する書類は以下のとおりです。

- ・ 申請書
- ・ 直近3か月における当該学生及び生計維持者の収入が分かる書類
例：給与明細、帳簿 など

※上記の条件を満たすような家計急変があった場合、期限等に関わらず、随時申請することができます。いつでも学生係に相談してください。

3 社会人として入学した場合の免除（A-3）

● 以下の基準をすべて満たす人が、この制度の対象者となることができます。

- 本学の社会人選抜で入学した者（入学する前年度の3月31日現在において満22歳未満の者を除く）又はそれに準ずる者

● 免除される授業料の額は、半額・一部のいずれかです。

授業料免除が許可された場合は、当該半期に納付すべき授業料の半額・一部のいずれかの額が、当該年度の予算の範囲内で免除されます。

	授業料
半額免除の場合	133,950 円が免除されます (納付が必要な額は 133,950 円)
一部免除の場合	267,900 円の一部が免除されます

● 免除申請は、提出期限までに以下の書類を本学へ提出してください。

<提出する書類>

○ 授業料免除等申請書（A-3 にチェック）

・ 記入例は、10 ページから 12 ページを参考にしてください。

<提出期限>

令和 8 年 10 月 9 日（金曜日）17：00 まで（厳守）

<提出方法>

視覚障害系支援課学生係の窓口へ直接提出

※事情により窓口での提出が難しい場合は、10 月 2 日（金曜日）までに学生係に相談してください。

<留意事項>

* 免除が決定するまで、授業料を納付しないでください。

* 期限内に書類が提出され、記載漏れ等なく正常に受理された場合、免除が決定するまでの間、授業料の徴収は猶予されます。

* あなたが、免除が決定する前に授業料を納付した場合は、免除の申請を取り消したものとみなし、納付した授業料は返還しません。

● 免除決定後も半年に一度、継続申請を行い、継続認定を受ける必要があります。

今後も免除を希望する場合は、半年ごとに継続申請書を提出してください。継続認定を受けることができれば、継続して免除を受けることができます。

4 私費外国人留学生である場合の免除 (A-4)

● 以下の基準をすべて満たす人が、この制度の対象者となることができます。

- 出入国管理及び難民認定法に定める「留学」の在留資格を有する者

(※国費外国人留学生及び外国政府の派遣する留学生は対象外です)

- 学業成績基準を満たすこと

・以下の条件をどちらも満たす必要があります。

①前学期の学期 GPA が 1.50 以上であること

②標準単位数以上の単位を修得していること

区分	標準単位数
在学 2 年目の学部学生	在学 1 年目までに 32 単位を修得
在学 3 年目の学部学生	在学 2 年目までに 63 単位を修得
在学 4 年目以上の学部学生	在学 3 年目までに 94 単位を修得

※卒業に必要な修得単位として認められない教職課程科目等を除きます。

● 免除申請は、提出期限までに以下の(1)～(3)の書類を、本学へ提出してください。

<提出する書類>

(1) 授業料免除等申請書 (A-4 にチェック)

・記入例は、10 ページから 12 ページを参考にしてください。

(2) 在留カードのコピー

(3) 経費支弁計画書

<提出期限>

令和 8 年 10 月 9 日 (金曜日) 17:00 まで (厳守)

<提出方法>

視覚障害系支援課学生係の窓口へ直接提出

※事情により窓口での提出が難しい場合は、10 月 2 日 (金曜日) までに学生係に相談してください。

<留意事項>

* 免除が決定するまで、授業料を納付しないでください。

* 期限内に書類が提出され、記載漏れ等なく正常に受理された場合、免除が決定するまでの間、授業料の徴収は猶予されます。

* あなたが、免除が決定する前に授業料を納付した場合は、免除の申請を取り消したものとみなし、納付した授業料は返還しません。

● 免除決定後も半年に一度、継続申請を行い、継続認定を受ける必要があります。

今後も免除を希望する場合は、半年ごとに継続申請書を提出してください。継続認定を受けることができれば、継続して免除を受けることができます。

【1～4の共通事項】

● 免除が正式に決定したら（12～1月予定）、本学から認定結果を通知しますので、通知を受け取り、内容を確認してください。

- * 認定の結果、「半額免除・一部免除に認定された場合」「認定されなかった場合」は、速やかに所定の授業料を納入する必要がありますので、認定結果通知は必ずよくご確認ください。

※免除後、本学規定による懲戒を受けたり、学業成績が著しく不良であったりした場合は、免除を取り消すときがあります。併せて、さかのぼって免除を取り消し、免除された額を返納していただくこともあります。

※前回、授業料免除を受けた場合は、「継続申請」が可能です。その場合は、このしおりではなく、継続申請用のしおりを利用してください。

その他の免除

- 学修意欲があると認められた場合（令和 8 年度以降入学生）
- 直前学期に優秀な成績を収めた場合（令和 7 年度以前入学生）
- 表彰された場合

- 上記に該当する場合に授業料の免除を行います。

- 学修意欲が認められた場合は一部免除、成績優秀の場合は半額免除又は一部免除、表彰された場合は全額免除されます。

- この免除への申請は不要です。大学で成績を判定し、対象者には個別に通知を行います。

※免除後、本学規定による懲戒を受けたり、学業成績が著しく不良であったりした場合は、免除を取り消すときがあります。併せて、さかのぼって免除を取り消し、免除された額を返納していただくこともあります。

※成績が優秀であったとしても、国の「高等教育の修学支援制度」に手続き済みで、授業料の全額免除が確定している学生は、この選考からは除外します。

3 授業料の徴収猶予等を受けたいとき (B-1)

● 本学では、経済的理由等により授業料納入が困難な場合の授業料徴収猶予制度があります。

「徴収猶予」とは、授業料の支払い期限を延長するものです。(授業料の金額はそのままです)

徴収猶予が認められた場合、前期分については令和8年8月末日まで、後期分については令和9年2月末日まで、その徴収が猶予されます。

※なお、授業料免除申請者の授業料引落日が徴収猶予の納付期日の直前だった場合は、徴収猶予が認められても徴収猶予を適用せず、口座振替にて一括徴収することがあります。

● 以下の基準をすべて満たす人が、この制度の対象者となることができます。

☐ 所得基準を満たすこと

課税証明書に記載されている「都道府県民税所得割額」と「市町村民税所得割額」の合計額(生計維持者分と学生本人分)から本学独自の控除額(※)を引いた額が、754,600円未満である必要があります。

※地方税に定められた控除額とは別に、本学独自の下記の控除を行います。

・世帯に住民税の障害者控除対象となる障害者がいる場合：1人につき46,000円

・世帯に23歳未満の扶養親族が3人以上いる場合：3人目から1人増すごとに1人あたり50,000円

※課税証明書については、15ページをご参照ください。

○生計維持者とは…

- | | | |
|---|----------------|------------------|
| { | 学生本人に父母が両方いる場合 | ：父と母の2人 |
| | 父母のいずれかがいる場合 | ：父または母 |
| | 父母がともにいない場合 | ：父母に代わって生計を維持する者 |
| | 上記いずれにも該当しない場合 | ：学生本人 |

☐ 資産基準を満たすこと

生計維持者が2人の場合、学生本人と生計維持者の資産額(現金、預貯金、有価証券、投資用資産としての貴金属等の額。土地等の不動産は含まれません)の合計が2,000万円未満であることが基準です。生計維持者が1人の場合、1,250万円未満であることが基準です。

□ 学業成績基準を満たすこと

・以下の条件をどちらも満たす必要があります。

①前学期の学期 GPA が 1.50 以上であること

②標準単位数以上の単位を修得していること

区分	標準単位数
在学 2 年目の学部学生	在学 1 年目までに 32 単位を修得
在学 3 年目の学部学生	在学 2 年目までに 63 単位を修得
在学 4 年目以上の学部学生	在学 3 年目までに 94 単位を修得

※卒業に必要な修得単位として認められない教職課程科目等を除きます。

● 申請は、提出期限までに以下の(1)、(2)の書類を、本学へ提出してください。

<提出する書類>

(1) 授業料免除等申請書 (B-1 にチェック)

・記入例は、10 ページから 12 ページを参考にしてください。

(2) 市区町村長等が発行する「令和 8 年度(令和 7 年中所得)の課税証明書」
(学生本人と生計維持者分)

・課税されていない場合、非課税証明書でも構いません。

<提出期限>

令和 8 年 10 月 9 日 (金曜日) 17:00 まで (厳守)

<提出方法>

視覚障害系支援課学生係の窓口へ直接提出

※事情により窓口での提出が難しい場合は、10 月 2 日 (金曜日) までに学生係に相談してください。

<留意事項>

* 免除が決定するまで、授業料を納付しないでください。

* 期限内に書類が提出され、記載漏れ等なく正常に受理された場合、免除が決定するまでの間、授業料の徴収は猶予されます。

* あなたが、免除が決定する前に授業料を納付した場合は、免除の申請を取り消したものとみなし、納付した授業料は返還しません。

● 徴収猶予が正式に決定したら（12～1月予定）、本学から認定結果を通知しますので、通知を受け取り、内容を確認してください。

- * 本学では、提出された書類に基づき判定を行い、認定をします。
- * 認定されなかった場合は、速やかに、所定の授業料を納入する必要がありますので、認定結果通知は必ずよくご確認ください。

● 徴収猶予とは別に、やむを得ない事情があると認められた場合の授業料月割分納制度があります。

「月割分納」とは、授業料を12か月間に分割して納付することができる制度です。（授業料の金額はそのままです）

月割分納が認められた場合、6か月間毎月、授業料年額の12分の1の額（44,650円）を納付する必要があります。希望する方は、本学窓口（視覚障害系支援課学生係）まで相談してください。

その他の経済的支援について

ここまでご案内した各制度のほか、地方公共団体や、公益法人・民間団体による奨学金があります。各種団体の奨学金ご案内は、大学ホームページや学内の掲示板(ムードル)等で随時情報提供していますので、応募条件・応募時期をご確認の上、申請してください。

・奨学金に関する大学ホームページは以下の URL をご覧ください。

URL : <https://www.tsukuba-tech.ac.jp/education/expenses/others.html>



皆さんに充実した大学生活を送っていただくため、その
お手伝い・サポートをしています。

入学料・授業料の免除等について分からないこと・不安
なことは、いつでもお気軽にご相談ください。



国立大学法人

筑波技術大学 視覚障害系支援課 学生係

〒305-8521 茨城県つくば市春日 4-12-7

電話 029-858-9513/9503 FAX 029-858-9517

電子メール gakuseik2@ad.tsukuba-tech.ac.jp